(1) 共に学ぶための仕組みづくり

~合理的配慮の役割~

(a) なぜ、「合理的配慮」が必要なのでしょうか?



「障害者の権利に関する条約」が ポイントになります。

何のための 「合理的配慮」? その目的は?

○ 障害者の権利に関する条約*1第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」 (inclusive education system、署名時仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等 の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果 的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであ り、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除され ないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合 理的配慮」が提供される等が必要とされている。

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

引用:「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教 育分科会平成24年7月23日)

(b)「合理的配慮とは」

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため の特別支援教育の推進(報告)|(中央教育審議会初等中等教育分科会)の中では、次のように述 べています。

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享 有・行使することを確保するために、

- ① 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされ るもの」であり、
- 「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負 担を課さないもの」、

と定義した。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別 に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

*丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」*2では、私たち学校等 の公共機関は、「合理的配慮の提供」が義務になっています。

つまり、本人や保護者からの障がいによる困難さに対しての配慮の申し出に対 して、十分な検討をせずに「この子だけ、特別な配慮はできません。」といった 合理的配慮の提供を否定する対応は、差別に当たります。



第 I 章 - 1 (4) ⑤ 『障害者の権利に関する条約』(17p) をご覧ください。

^{*2} 略称で「障害者差別解消法」と呼ぶことがあります。詳しくは 20 p をご覧ください。 参考:福島県養護教育センターだより第3号『障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶために必要な「合理的配慮」に ついて』(平成 27 年 2 月 2 3 日発行) <https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/114>

(c)「合理的配慮」を行う前提として、学校教育に求めるもの

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の中では、次のように述べています。

- (ア) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育
- (イ) 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育(確かな学力の育成を含む)
- (ウ) 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
- (エ) コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育
- (オ) 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
- (カ) 自己肯定感を高めていく教育

「合理的配慮」を推進する前に、個別の配慮を受け入れられる、 多様性を認め合う学校・学級づくり*3が必要です!

この報告の中では、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」と述べています。

その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかが最も本質的な視点であることにも触れられています。



「同じ場」で学ぶだけでは、障がいによる困難さなどから、授業内容の理解や学習活動に参加している実感・達成感が得られないことがあります。 だからこそ、個に応じた「合理的配慮」が必要なのです。

^{*3} 第 II 章 -1 「多様性に応じた学級・授業づくり」(44 p \sim)に、考え方や演習等のヒントがあります。

(2)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

~二つの関係性を考える~



「合理的配慮」の提供とともに、大切になるのが「基礎的環境整備」です。

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会)の中では、次のように述べられています。

(a)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係性

○ 障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれに行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

(b) 「基礎的環境整備」について

○ 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

(c)報告の中で「基礎的環境整備」として示されている項目

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

「多様な学びの場」については第 I 章 -2 『多様な学びの場』(22 p \sim)、「専門性のある指導体制」については第 I 章 -2 『全校的な教育支援体制の確立のために』(68 p \sim) をご覧ください。



(d)身近な例から考える「合理的配慮」と「基礎的環境整備」



障がいにより、「書く」ことが困難な○○君の例(小学校)

同じ児童であっても、各校の

よって、

「合理的配慮」

の提供内容が違います。

「基礎的環境整備.

礎

的

環境

整

備

が

A 市の小学校に通った場合

○○君のための 合理的配慮



【合理的配慮例】

筆記の代替えでパソ コンにより記述でき る環境を整える。

基礎的環境整備

A 市の小学校の特徴

- ② 専門性のある指導体制の確保
 - ・ICT による支援に詳しい人材がいる。
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心 とした校内支援体制の充実が図られて いる。

④ 教材の確保

・パソコン等の ICT が充実している。

等

*丸数字は、(c)で示した基礎的環境整備の丸数 字と対応します。右も同様。

B市の小学校に通った場合

○○君のための 合理的配慮



【合理的配慮例】

- ・黒板をカメラで撮り、それを印 刷してノートに綴じることがで きるようにする。
- ・学習内容を理解しているかどう か教師が口頭で確かめるよう にする。

B市の小学校の特徴

- ⑥ 専門性のある教員、支援員等 の人的配置
 - ・通常の学級内において、T・T 等の活用ができる。

基礎的環境整備

市町村の財政状況や学校の校内支援体制等によって 「基礎的環境整備」の状況が違います。

進級、進学、転校等・・・状況に応じて、柔軟な見直しが必要です。

(3) 合理的配慮の決定に当たって ~提供までのプロセス~

平成24年7月に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会)の中では、次のように述べられています。

(a) 「合理的配慮」の決定方法

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、

【その検討の前提として】

① 各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。

【これを踏まえて】

- ② 設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、
- ③ 「合理的配慮」の観点 *1 を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、
- ④ その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。

*太字、丸数字及び下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

(b)「合理的配慮」の決定に当たって

各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

学校の体制や財政等から検討し、代替え案を検討・調整することがあります。また、「基礎的環境整備*2」を整えるために、市町村教育委員会に相談するなどの視点も大切です。



(c)「合理的配慮」の見直しについて

「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて「合理的配慮」を見直していくことが適当である。

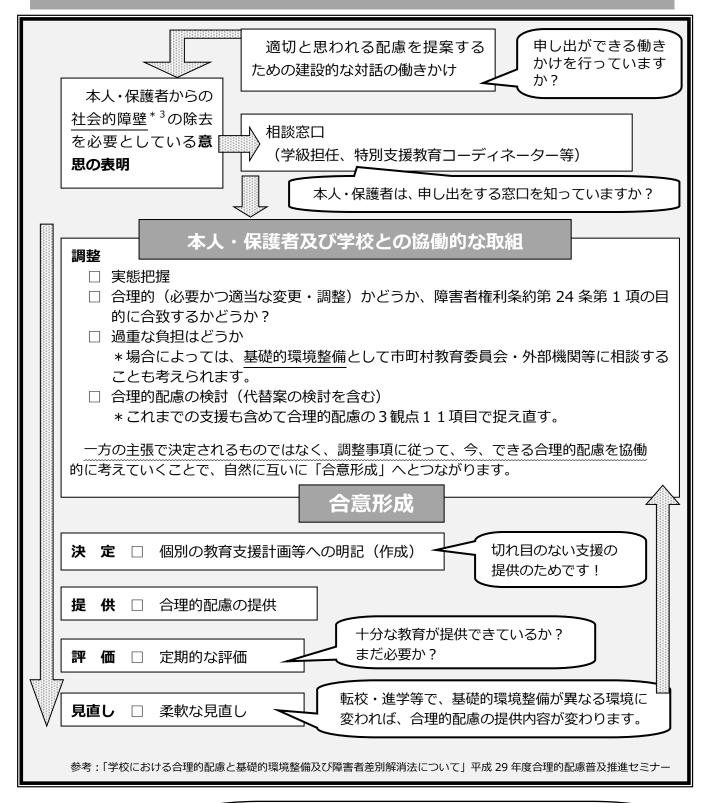


「合理的配慮」の内容は、本人が、社会、地域で生きていく際 に必要な内容として、とても重要になってきます。

^{*1 「}合理的配慮の観点」については、第Ⅲ章-2-(4)『合理的配慮の観点~3観点11項目~』(148p)をご覧ください。

^{* 2 「}基礎的環境整備」については、第Ⅲ章 – 2 – (2)『「合理的配慮」と「基礎的環境整備」〜二つの関係性を考える〜』(144 p)をご覧ください。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス(例)





合理的配慮の提供に当たって、知りたい情報やすぐに活用できる資料について第Ⅲ章 - 2 (5)『合理的配慮の提供のためのコーディネートアイディア(例)』(149 p ~) を掲載しましたのでご覧ください。

^{*3 「}社会的障壁」については、第 I 章-1(4)①『改めて考える「障がい」について』($10\,p$)をご覧ください。 参考:福島県養護教育センターだより第 $3\,$ 号『障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶために必要な「合理的配慮」について』(平成 $27\,$ 年 $2\,$ 月 $2\,$ $3\,$ 日発行) https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/114

(4) 合理的配慮の観点~3観点11項目~

平成29年度合理的配慮普及推進セミナーにおいて、文部科学省では、次のように整理しています。

(a) 従前から行ってきた配慮と報告における合理的配慮について

3 観点 1 1 項目 情報 「合理的配慮」 <「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法> じの保障 <(1)-1教育内容> (1) -1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会 (1) -1-2 学習内容の変更・調整 従前から行ってきた配慮 ○環境等の配慮 <(1) - 2教育方法> (1) -2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 別に必要な合理的 (1) -2-2 学習機会や体験の確保 (1) -2-3 心理面・健康面の配慮 く「合理的配慮」の観点(2)支援体制> (2) -1 専門性のある指導体制の整備 ○心理面の配慮 (2) -2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図る ための配慮 配慮 (2) -3 災害時等の支援体制の整備 く「合理的配慮」の観点(3)施設・設備> (3) -1 校内環境のバリアフリー化 (3) -2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設 教育指導における配 設備の配慮 (3) -3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 (報告) 8項目 「基礎的環境整備」 平 成 24 (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用 不 特定 多数 -年7月23 (2) 専門性のある指導体制の確保 (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 (4) 教材の確保 \Box (5)施設・設備の整備 制度 (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置 (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導 (8) 交流及び共同学習の推進

これまで行ってきた配慮を合理的配慮の3観点11項目で捉え直すことが大切です!3観点11項目の詳しい内容は、第Ⅲ章 − 2(5)③『3観点11項目って何?』(154p)をご覧ください。

☆ 知っておきたい「合理的配慮」の対応について

∼障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応より~



今年度、福島県の教員となりました。「合理的配慮」について、 福島県の教員として気を付けることがありますか?

「合理的配慮」について、福島県教育委員会は具体的な例を示していますので、一部を紹介します。



福島県教育委員会における 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(平成28年4月1日施行)

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものでありますが、具体例としては、次のようなものがあります。

なお、ここで紹介されている具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、 また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限らないことに留意する必要があ ります。

【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

(一般的な対応における例)

- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、 会場の座席位置を扉付近にする。
- 離席しやすい状況を 作っておきます!
- 疲労を感じやすい障がい者から休憩の申し出があった際に、別室を確保し、又は臨時の休憩スペースを設けるなどする。

(学校教育分野における例)

○ 聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の 雑音を軽減したり、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周 りの掲示物の情報量を減らしたりするなど、個別の障がいの特性に応 じた校内の環境を変更する。



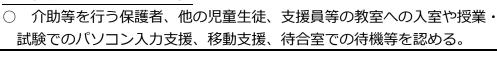
テニスボールを 使った緩衝材

【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

(一般的な対応における例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。(学校教育分野における例)

例「もう一度、 話します。」





【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

(一般的な対応における例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意の発声や発作等の可能性がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室等のスペースを準備する。

(学校教育分野における例)

○ 入学試験において、障がいのある受験者に必要な情報や 合理的配慮を受けるための諸手続等を実施要綱で明確に示 し、別室試験、時間延長、その他必要な配慮を行うなど、 受験に際し不利益が生じないようにする。

福島県立中学校入試:高校 入試*1においても、配慮 等の申し出ができます。

参考:福島県教育委員会「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」 (平成28年4月1日施行)



正当な理由が存在しないことを前提として、不当な差別的取扱いに当たり得る例として、「学校教育分野」において下記のように示しています。しかし、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られているものではないことに、留意する必要があります。

(学校教育分野における例)

- 障がいを理由に学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校 外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これを拒まない代わりとして正当な理由のない条件 を付す。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付ける。

【参考】(不当な差別的取扱いに当たらない具体例)

- 障がいのある幼児児童生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。
- 学校、社会教育施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認する。
- 参考:福島県教育委員会「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」 (平成28年4月1日施行)

いろいろと参考になりました!障がいがあっても、なくても みんなが笑顔で学べる学級をつくっていきたいです!





これは、福島県教育委員会が示したものです。福島県 の教員として、しっかりと理解し、対応したいですね。

^{* 1} 福島県立中学校入学者選抜実施要綱・福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に、「障がい等のある志願者に対する配慮」が掲載され、受験上の配慮について申請することができます。

☆「合理的配慮」の提供を推進するための工夫

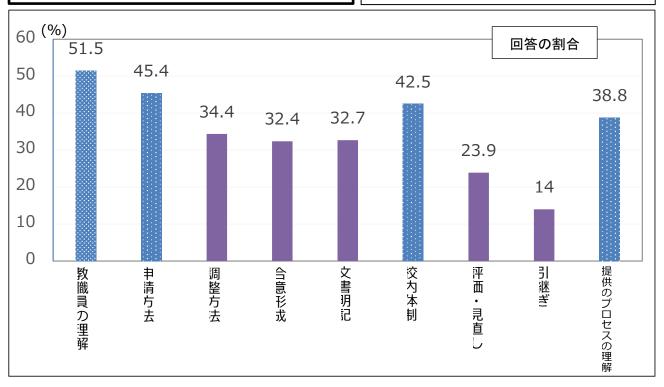
~はじめに取り組む3つのこと~

福島県教育委員会では、学校における合理的配慮を推進していくために、合理的配慮に関する校内体制についてアンケート調査を実施しました。

合理的配慮に関する校内体制についてのアンケート調査の結果

「合理的配慮」の提供にあたっての自校での課題は どこにあると考えますか。 (複数回答可)

小・中学校、高等学校の合計



福島県教育委員会「合理的配慮に関する調査」平成30年度

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校等においては合理的配慮を提供することとなりました。しかしながら、上記のアンケート結果のように、合理的配慮そのものや提供のプロセスについての教職員の理解や、保護者に対する申請方法の周知(説明)等について課題として挙げる学校が多くありました。

アンケート結果を分析したところ、合理的配慮の提供状況と「教職員の理解」及び「保護者への説明」には相関関係があることが分かりました。

つまり、合理的配慮の提供に向けて大切なことは以下の3つです。

教職員の研修を行い、合理的配慮について理解を深めること

児童生徒・保護者向けの説明を行い、理解を促すこと

合理的配慮の提供計画を作成し、校内で共通理解を図ること

合理的配慮の提供に当たっては、教職員一人一人が対応するのではなく、組織として取り組む ことが重要です。そのためにも、各学校においては合理的配慮の提供計画を作成し、校内で共通 理解を図った上で、校内体制を整えましょう。

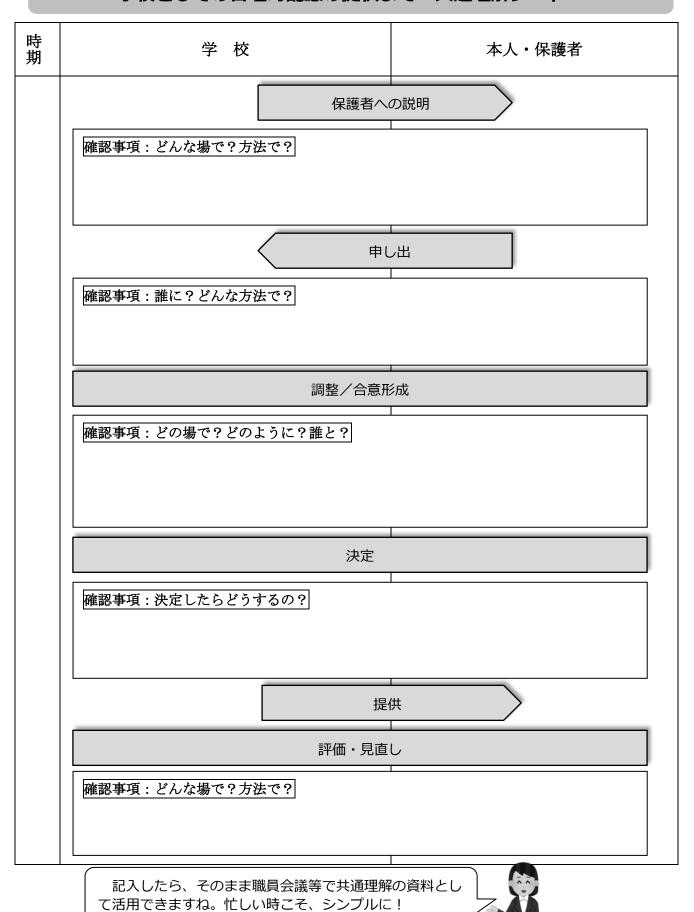
「合理的配慮の提供計画」チェック表

このチェック表は、各学校がこれまで実施してきたことや新たに実施できそうなことをチェックすることで、☆『合理的配慮の提供計画』を作成の参考とすることができます。作成した計画は教育計画等にも取り入れ、全職員で共通理解のもと、合理的配慮の提供を進めていきましょう!



| | Γ | |
|--------|-------------------------------|---|
| | 教職員向け研修 | どんな場で?どんな方法で? 内容 合理的配慮の基礎的な内容や学校での取組の進め方 【場】 【方法】 □職員会議 □現職全体研修 □学校訪問時の分科会 □校長、特別支援教育担当による説明、研修 □生徒指導全体協議会 □伝達講習 □文書配付 □その他() |
| 理解 | 児童生徒 保護者向け 説明 | |
| | 意思の確認 | 誰が? (窓口) どんな方法で? 【家口】 □学級担任 □ 談し合う場の設定 □ 個別面談時 □連絡帳 □保護者向け講演会等で配付した用紙の提出 □中請書(相談申し込み書等)の提出 □その他() |
| 調整・合意 | 校内委員会 での検討 建設的対話 | 組織の構成は? 【相織】 【構成】 【関係の組織で検討 (例)特別支援教育委員会、運営委員会、口教務主任 生徒指導部会、校内就学指導委員会 口特別支援教育コーディネーターその他(一新しい校内委員会を設置し、検討 □生徒指導主事 □教育相談担当 □各教科担当 □その他(|
| 形成・決定 | 支援内容の 文書明記と 保護者との 確認 | 何に書く?確認の方法は? 【文書】 |
| | 支援内容の 共通理解 提供 | どの範囲で?どんな方法で? 【範囲】 【方法】 □全職員で □職員会議 □生徒指導全体協議会 □学年で □ブラ合わせ □ブータベース化 □関係する職員で □その他() |
| 評価・見直し | 支援内容の ・ 評価/見直し | いつ?どんな場で? 【場】 【いつ】 □ケース会議 □学年会 □年度末 □和育相談 □個別懇談 □随時 □ぞの他()) |

学校としての合理的配慮の提供まで〜共通理解シート〜



^{*}共通理解シートは、福島県特別支援教育センターWeb サイトから Word 版をダウンロードすることができます。

☆ 3観点 11 項目って何?



これまで各学校で行ってきた配慮と、合理的配慮はどのように違うの?

これまでやってきたことを、本人及び保護者、学校で、次の3観点11項目の合理的配慮の観点で整理、捉え直すことが大切だと言われています。



「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法

- <(1)-1教育内容>
- (1) -1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- (1) -1-2 学習内容の変更・調整

【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった配慮があると十分に学習等を受けることができるのか考えたり、学習内容について考えたりすることです。

LD のある児童生徒の例では、読み書きや計算等に関して、別の方法で代替えするなどの検討が考えられます。また、「読む」「書く」等の特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整などが考えられます。

- <(1) 2教育方法>
- (1) 2 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1) 2 2 学習機会や体験の確保
- (1) 2 3 心理面・健康面の配慮



【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった配慮があると、情報が伝わりやすいのか、 教材が扱いやすいのかなどを考えていきます。また、障がい特性から、学習機会 をどう設定するのか、心理面等に対して、どのような配慮が必要かを考えます。

自閉症のある児童生徒の例では、視覚を活用した情報提供、手先の不器用さなどに対して、教材の補助具の活用も考えられます。学習機会に関しては、行動の意味を理解するために体験的な活動を設定することも検討されます。心理面では、子どもの状態に応じた指導を行いながら、情緒不安や自尊感情低下等への対応も検討されます。



「合理的配慮」の観点(2)支援体制

- (2) 1 専門性のある指導体制の整備
- (2) 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- (2) 3 災害時等の支援体制の整備

【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった指導体制が必要か、周囲への理解啓発はどうしたらよいか、 災害時の支援体制の整備について確認をすることになります。

ADHD のある児童生徒の例では、特別支援学校や発達障害者支援センターなどの外部専門家からの助言や特別支援教育コーディネーターとの連携、通級による指導等の学校内の資源の有効活用の検討が考えられます。また、不適切と受け止められやすい行動への周囲への説明や危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について検討したりします。さらに、災害時に、指示の途中で動いたりする、落ち着きを失ったりする傾向を踏まえた支援体制等を検討することが考えられます。



「合理的配慮」の観点(3)施設・設備

- (3) 1 校内環境のバリアフリー化
- (3) 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- (3) 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

【具体的にどんなこと?】

障がいの困難さに対して、どういった環境への配慮が必要かを検討することになります。

知的障がいのある児童生徒の例では、自主的な移動ができるように、導線や目的の場所が視覚的

に理解できるようにするなどの校内環境の検討も考えられます。また、 危険を予知できないことによる高所からの落下やけが等がないように 安全性への配慮が必要になってきます。さらに、災害時においても、 行動の仕方が分かるような簡潔な導線、分かりやすい設備の配置など の検討が考えられます。



本人及び保護者と話し合いながら確認、検討していくと、あらゆる場面での対応について考えることができます。話し合いで使うシートに関しては第 II 章 − 2 (5) ④ 『3 観点 11 項目検討メモ』 (157 p ~) にありますので、ご活用ください。

教育で提供された「合理的配慮」は、

本人が社会、地域で生きていくための、必要な配慮にもつながっていきます。

だからこそ、「個別の教育支援計画」への明記が大切になります。

☆ 「合理的配慮」: 3 観点 11 項目で整理するために



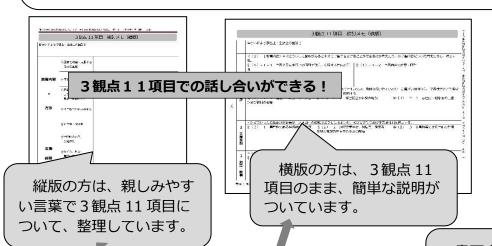
これまでの配慮を「3観点11項目」で捉え直すと言っているけど、話し合いで、どうやって捉え直せばいいの?

本人や保護者と合理的配慮の「3観点 11 項目」をどう意識して、 話し合っていくかが大切です。

ただ、全てを頭に入れるのは、大変ですよね。

当センターでは、それがすぐにできる検討メモを作成し、話し合いの道筋が見えるようにしました!



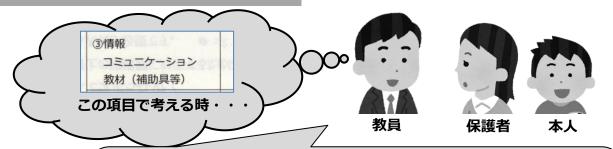




使いやすい方をどうぞ!

書面上で、「合意形成」まで確認 できる資料です。他の外部機関とも 連携しやすい!

【話し合いを進める時のやりとりの例】



- ○○君、本人にとって分かりやすい情報の伝わり方について
- 例・○○だと思うんですけど、どうですか? (提案型)
 - ・○○病院の先生からのアドバイス等はありましたか?(連携型)
 - ・ご家庭で、本人に分かりやすく伝えている方法、本人が「このやり方がいい」と言っている方法はありますか? (家庭引き出し型)

全てを「どうしたらいいですか?」と本人や保護者に聞くわけではありません。 一緒に考える建設的な(前向きな)対話の姿勢が大切です!

3観点11項目 検討メモ (記入例)

障がいによる学習上・生活上の困難さ

- ○書くことに対して苦手意識がある。
- ○板書を時間内にノートに写すことが難しい。

| ○学級全員に対して行った指示を理解し、行動することが難しい。 | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | ①困難を改善・克服するための配慮 | ◎書くことに対する苦手意識がある。 →穴埋め式のプリントを用意し、書く量を調整すると ともに、達成感を味わうことができるようにする。 | | | | |
| 教育内容 | ②学習内容の変更・調整 | ◎ 板書を時間内にノートに写すことが難しい。→穴埋め式のプリントを用意できない場合は、板書内容をデジカメで撮影・印刷したものを配付する。 | | | | |
| • | ③情報コミュニケーション教材(補助具等) | ◎指示や説明を理解し、行動することが苦手である。→指示は短く、視覚情報も交えて伝える。→メモ帳の使用の仕方を指導し、メモができるようにする。 | | | | |
| 方法 | ④学習機会や体験の確保 | *特にない。 | | | | |
| | ⑤心理面・健康面 | *特にない。 | | | | |
| 支援 | ⑥専門性のある 指導体制 | ◎書くことが苦手。→特別支援学級の弾力的運用で、放課後に特別支援学級担任に「得意な学習方法」について自己理解を促す指導をお願いする。 | | | | |
| 体制 | ⑦友だち、教員 周囲の理解 | ◎配慮について友達からずるいと言われる。→学習内容の変更調整(板書の代替等)について、クラスの友達に説明をする。 | | | | |
| | ⑧災害時等の支援体制 | *特にない。 | | | | |
| 1 /==n. | ⑨校内環境 バリアフリー | *特にない。 | | | | |
| 施設設備 | ⑩特性等に応じた教室・設 備環境 | *特にない。 | | | | |
| my xa | ⑪災害時等への対応に必 要な施設等への配慮 | *特にない。 | | | | |

様々なバージョンの『3観点 11 項目検討メモ』の様式を作成しましたので、状況に応じてご活用ください。(P158~159)

全ての欄を埋める必要はありませんが、全ての項目について一度検討してみることで、様々な観点からの支援を考えることができます。



3 観点 11 項目 検討メモ (横版)

| 障がいによる学習上・生活上の困難さ | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| | | | | |
| | ①困難を改善・克服する ための配慮 | | | |
| 教育内容 | ②学習内容の変更・調整 | | | |
| • | ③情報コミュニケーション教材(補助具等) | | | |
| 方法 | ④学習機会や体験の確保 | | | |
| | ⑤心理面・健康面 | | | |
| | ⑥専門性のある 指導体制 | | | |
| 支援 体制 | ⑦友だち、教員 周囲の理解 | | | |
| | ⑧災害時等の支援体制 | | | |
| | ⑨校内環境 バリアフリー | | | |
| 施設設備 | ⑩特性等に応じた教室・ 設備環境 | | | |
| | ⑪災害時等への対応に必 要な施設等への配慮 | | | |

参考:「教育支援資料~障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実~」文部科学省(H25.10)

福島県特別支援教育センター

3観点11項目 検討メモ(横版)

| | 障がいによる学習上・生活上の困難さ | | | | | | |
|------------|---|---|------------------------|--|--|--|--|
| | 障がいによる学習上・生活上の困難さ | | | | | | |
| | | く(1) -1 教育内容> * ①どういった配慮があると十分に学習等を受けることができるのか考えたり、②学習内容について考えたりし、検討する。 ①(1) -1 -1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ②(1) -1 -2 学習内容の変更・調整 | | | | | |
| | < (1) — 1 教育内容> * ①どういった配膚が | あると十分に学習等を受けることができるのか考えた | - -n ②学習内容について老えたり! | | | | |
| | 3。 | めることがに子自寺で文がることができるのが与れた | うべを子自ららについてうんだりの、「株的す | | | | |
| | ① (1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を | 改善・克服するための配 2(1)−1−2 学習 | 内容の変更・調整 | | | | |
| | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 教 | | | | | | | |
| 教育内容 | │ │ | | ンのか、 | | | | |
| 容・ | <(1)─2教育方法>*どういった配慮があると、③情報が伝わりやすいのか、教材が扱いやすいのか、④障がい特性から、学習機会をどう設定 するのか、⑤心理面等に対して、どのような配慮が必要かを考え、検討する。 | | | | | | |
| 方法 | | ④ (1) -2 - 2 学習機会や体験の確保 | ⑤ (1) -2-3 心理面・健康面の配慮 | | | | |
| 法 | ③(「) | | | | | | |
| | 2 /2 G 4/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ 1/ | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | - | | | | |
| | | 理解はどうしたらよいか、⑧災害時等における支援体 | | | | | |
| 2 | ⑥(2)一1 専門性のある指導体制の整備 | ⑦(2)―2 幼児児童生徒、教職員、保護者、 | ⑧(2)-3 災害時等の支援体制の整備 | | | | |
| 支 | | 地域の理解啓発を図るための配慮 | | | | | |
| 支援体制 | | | | | | | |
| 14A 制 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | * ⑨⑩⑪どういった環境への配慮が必要かを検 | | | | | | |
| 3 | 9 (3) - 1 校内環境のバリアフリー化 | ⑩ (3) 一2 発達、障害の状態及び特性等に応 | ⑪(3)-3 災害時等への対応に必要な施 | | | | |
| 施 | | じた指導ができる施設・設備の配慮 | 設・設備の配慮 | | | | |
| 施設 | | | | | | | |
| 設 | | | | | | | |
| 備 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

参考:「教育支援資料~障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実~」文部科学省(H25.10)

合理的配慮の共有【保護者-本人-学校】シート(例)

学校 児童生徒名

本人・保護者の申し出

このような用紙で合理的配慮の内容について共有 することもできます。個別の教育支援計画に合理的 配慮について記載している場合は、それを共有すれ ば十分です。

このような用紙で保護者と共有した場合は、個別の教育支援計画に添付し、引き継いでいくことが重要です。

記入日 (令和 年 月 日)

障がいの状況等

| 観点 | 学習上・生活上の困難さ | 配慮の意図 | 合理的配慮の内容 | | |
|-----------------|---|--|----------------------|--|--|
| 教育内容 · 方法 | どのような困難さがあ るのか記入します。 | 困難さに対して どのような意図 で配慮するか記 入します。 | 実施する具体的な配慮の内容を記入します。 | | |
| 支援 体制 | | | | | |
| 施設設備 | 児童生徒の実態によっては、「特にない」場合もあります。その場合は、 記入しないで空欄の時もあります。 | | | | |

以上の内容を確認しました。

なお、本人の障がいによる学習上・生活上の困難さの状況に応じて、柔軟に見直しの機会を設けていきます。

information







「みんなで進める合理的配慮」(リーフレット)は、 福島県特別支援教育センターWebサイトから ダウンロード!



QRコードで すぐアクセス!

URL : https://special-center@fcs.ed.jp/